

## 草津商工会議所 入会条件

草津市内で事業所を設置営業されている商工業者なら規模・業種を問いません。  
又、地区外の方でも、当会議所の主旨に賛同される方は特別会員としてご加入頂けます。

### ◆入会金 無料

### ◆会員の種類と年会費

#### (A)法人会員 (下記 会費持口基準表参照)

資本金口数と従業員数口数の合計で年会費口数が決まります。

##### ① 資本金口数+②従業員口数=年会費口数

- ・但し、草津市内に本社又は本店を有しない法人事業所のうち、本地区内の事業所の従業員数が30人以下で、資本金が5,000万円以上の事業所にあつては、資本金割口数の最高限度を14口とする。
- ・従業員とは、草津市区内の事業所に勤務する従業員であり、役員・パートタイマーは除く。

#### (B)個人会員

最低基準5口(15,000円以上)20口(60,000円)まで。

#### (C)特別会員(草津地区以外からの加入者)

(A)(B)の方法により会費を算定し、それを2で除した金額。

### ◆会費の支払方法

年会費の半額を4月、10月の2期に分割して納入頂きます。

会費は、金融機関からの自動振替をおすすめ致します。

### ◆その他

会員加入手続きは、所定用紙により

「入会申込」→「常議員会で入会承認」→「所定の会費を納付」→「会員」となります。

### ◆特定商工業者負担金

特定商工業者(資本金300万円以上の法人または、常雇用される従業員数が20名

(商業・サービス業においては5名)以上の事業者においては負担金(年間2,000円)も併せてお願いしております。

草津商工会議所会費持口基準表

①資本金によるもの			②従業員数によるもの		
資本金	口数	算出額	従業員数	口数	算出額
500万円未満	3	9,000	5人以下	2	6,000
500万円以上 700万円未満	4	12,000	6人以上 10人以下	4	12,000
700万円以上 1,000万円未満	5	15,000	11人以上 20人以下	6	18,000
1,000万円以上 2,000万円未満	8	24,000	21人以上 50人以下	8	24,000
2,000万円以上 3,000万円未満	10	30,000	51人以上 100人以下	10	30,000
3,000万円以上 5,000万円未満	14	42,000	101人以上 200人以下	15	45,000
5,000万円以上 1億円未満	20	60,000	201人以上 300人以下	25	75,000
1億円以上 3億円未満	30	90,000	301人以上 500人以下	35	105,000
3億円以上 10億円未満	45	135,000	501人以上 700人以下	50	150,000
10億円以上	60	180,000	701人以上 1,000人以下	70	210,000
			1,001人以上 1,500人以下	90	270,000
			1,501人以上	120	360,000